

青森県報

号外第六十二号

平成十三年七月四日(水曜日)

目次

条 例

○青森県核燃料物質等取扱税条例……………	(税務課) ……二
○青森県男女共同参画推進条例……………	(男女共同参画課) ……八
○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……三
○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……五
○青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………	(同) ……六
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……七
○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……七
○青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税務課) ……六
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……六
○青森県農業大学校条例の一部を改正する条例……………	(構造政策課) ……七
○青森県開発行為為許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……七
○青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例……………	(教育庁) ……七
○青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例……………	(選挙管理委員会) ……七

○青森県大豆なたね集荷業者登録証書換え交付手数料等徴収条例を廃止する条例……………

(農産園芸課) ……七

条 例

青森県核燃料物質等取扱税条例をここに公布する。

平成十三年七月四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第四十九号

青森県核燃料物質等取扱税条例

(課税の根拠)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、核燃料物質等取扱税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 加工事業者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。)第十三条第一項の許可を受けた者をいう。

二 再処理事業者 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者をいう。

三 廃棄物埋設事業者 規制法第五十一条の二第一項第一号に係る同項の許可を受けた者をいう。